明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務六七）　二
〔告　示〕
○七〇〇MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（総務二九四）　二
○特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件（同二九五）　五
○周波数割当計画の一部を変更する件（同二九六）　五
○昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する件（同二九七）　五
○平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する件（同二九八）　五
○平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を改正する件（同二九九）　四
○平成二十六年総務省告示第三百十九号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）の一部を改正する件（同三〇〇）　四
○平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を改正する件（同三〇一）　四
○令和四年総務省告示第三百三十四号（電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件）の一部を改正する件（同三〇二）　四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働二五三）　六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同二五四）　六
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二五五）　五
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同二五六）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　七
裁判所
免責、再生関係　六
特殊法人等
令和四事業年度財務諸表（独立行政法人国立青少年教育振興機構・独立行政法人住宅金融支援機構）、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、日本弁護士連合会懲戒処分関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二第一項の届出、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　八
会社その他
会社決算公告　八